## 特集/スマホ時代の子育で

## 子どもとスマホの上手なつきあい方

今や、子どもの生活にも浸透してきたスマートフォン(スマホ)。手軽で便利、勉強 などにも活用できる反面、ネット依存やいじめ、犯罪被害などの重大な問題が生じ る可能性もあります。入学・進学を前に新規購入を検討する家庭が多いこの時期に、 子どもと電子メディアの健全な関係づくりについて、家庭でも考えてみませんか。 間教育委員会育成課(☎242-2116、四242-2018)

## スマホ所持の低年齢化 SNSの危険性を知ろう!

増加している(右上表参 照)携帯電話・スマート フォン(スマホ)。情報検索、仲間 同士の情報交換など、便利な機 能がある反面、SNSやゲームを 通じて知らない人ともやり取り ができるなど、保護者の想定外 の使い方をする恐れもあります (右下表参照)。また、長時間使用 することによる睡眠不足や視力 障害などの健康被害も報告され ています。昨年5月にはWHO (世界保健機関)が「ゲーム障害」を 国際疾病として認定しました。 スマホやゲームに依存し、やめ られないことが大きな問題と

調査項目	小学生		中学生		高校生	
携帯電話・スマートフォ	H29	H30	H29	H30	H29	H30
ンを所有している(家 族のものを使わせて	%	%	%	%	%	%
いるなどを含む)	61.8	64.2	72.1	74.8	96.9	98.1

#### ■インターネット上での経験

	調査項目	小学生	中学生	高校生
	自分が知らない人や、お店な どからメッセージやメールが 送られてきたことがある	10.9	26.2	40.0
	インターネットで知り合った人 とメッセージやメールなどの やりとりをしたことがある	7.9	25.3	40.7
	インターネットにのめり込んで勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりしたことがある	9.8	23.2	35.0

※平成30年度市教委調査アンケート(保護者1,702人、 児童・生徒2,135人抽出)、小学生は4~6年生のみ

## スマホ・ゲームによる影響とトラブルの例

# 視力障害・内斜視

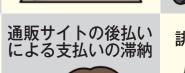
ゲーム障害・ゲーム

なっています。





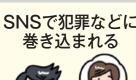
















ながらスマホによる

個人情報の漏洩



#### インターネットでは次のような危険や犯罪被害が発生しています

服、位置情報などから個人が特定されるト環境下のオンラインゲームなどで)

【危険】●有害な情報が氾濫 ●相手の顔 【犯罪被害】●脅されて裸の画像を送らさ が見えない(正体を偽って子どもに近付く れた ●誘い出されて性被害に(被害は男 人も) ●発信した情報、画像は取り戻せ 女とも) ●元交際相手に撮られた画像を ない ●匿名のつもりが画像の背景や制 拡散された ●ゲーム機でも被害に(ネッ

## スマホを安全に使用する ∠ ために

マホは、保護者が買い与えるものなので、保護者との決まりの下 で使うという認識が大変重要です。子どもを被害者にも加害者 把握し、成長に合わせて見守りましょう。4つのポイントを紹介します。

## 保護者ができる4つのポイント

スマホをどう使わせるか、考えを示し見守る

まず、子どもの年齢や環境に合わせた適切な使い方を示し、その 後は放置せず、見守りましょう。成長に合わせて利用できる範囲 やサービスを広げていくことも大切です

スマホの使用時間や使い方を話し合い、家庭の ルールを作る(下記参照)

時間や約束などを一緒に決め、成長に合わせてルールも適切な ものに変更していくことが大切です

思い込みで叱らない

スマホは、情報入手や学習補助など、成長、教育の上で有益なこ ともあります。テスト期間中などに使っているから「遊んでいる」 と決めつけず、使い方を見守りましょう

フィルタリング\*を活用する

携帯電話会社は、18歳未満の青少年に対し、購入・機種変更時に フィルタリングの必要性と内容について説明することが義務付 けられています。しっかりと説明を聞き、子どもと話し合って積極 的にフィルタリングを活用することが大切です

## わが家のスマホ(ネット) のルール(例)

- □ 名前、画像、学校名など個人情報を載せない、 送らない (写真や動画は発信したら消せない)
- □ 読んで不愉快なこと、悪口は書かない。人を傷 つけていないか送信前に見直す(自分が加害者 になってしまうことも)
- □ 長時間の使用につながるような無理なメッセージ のやりとりを友だちに要求しない
- □ 知らない人からのメールやメッセージには絶対 に返信しない(誰かになりすましているかも)
- □ ネットで知り合った人とは絶対に直接会わない
- □ お金がかかる場合は事前に相談する
- □ 夜( ) 時以降は電源を切る 夜( ) 時以降は自分の部屋に持ち込まない
- □ 公共空間ではマナーを守る。歩行中や自転車 に乗りながらの「ながらスマホ」はしない
- □ フィルタリングのパスワードは保護者が管理する
- □ 食事や会話の時は使わない □ ルールが守れないときは使用禁止

紙に書き、家族全員が見えるところに貼っておきましょう

## SNSでのトラブルに巻き込まれ ないために…対処法のコツ

ニティサイトでのやり取りがきっかけで被害に遭う子どもが増え続けています。SNSで「フォ ローしてくれたのにフォローを返さないのは悪い」「DM (ダイレクトメッセージ) をもらっ て無視するのは気まずい」と徐々に近付いてしまい、相手の思惑に引きずり込まれてしまうケー **スもあります**。「被害に遭う人が特殊なだけ。自分の子どもは大丈夫」と思わないことが大切です。

## トラブルを未然に防ぐには?

子どもを守るため、親子で相談しな がら SNS の次の設定を確認しよう

- ●アカウントの公開·非公開
- ●自分の投稿を読んでいい人の範囲設定
- ●自分がDMを受け取れる人の範囲設定 ●自分の画像へのタグ付けに関する許可設定

注意! プライバシーやセキュリティに関する 設定を確認。アカウントが複数ある場合は、それ ぞれの利用状況に合わせて設定を。機種変更時 の設定確認も忘れずに

ネットでのやり取りには、これ以上踏み 込まない限界と対処方法を決めておこう

- ●深刻なこと、プライバシーに関わることは書き ●SNSだけの知り合いからのDMには、SNSで返
- 信しDMで返さない(1対1でのやりとりはしない) ●嫌なこと、不安なことを要求されたら、すぐに
- ●しつこく誘われたり脅されたりしても、決して応じない

注意! 心が弱っているときは、ネットの世界に頼り がち。しかしそこに付け入る悪意があることも忘れずに

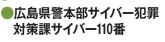
## トラブルに巻き込まれたときは?

トラブルに巻き込まれそうになったとき、巻き込まれたときに、友人に相談して子どもたちだけで解決 しようとすると、反対に悪い方向に進むことがあります。必ず身近な大人に相談するか、警察や下記の 専門窓口に相談するなど、一人で抱え込まず、相談する勇気を持つよう、普段から声掛けをしましょう。



いざというときの相談窓口

【ネットトラブル事例相談窓口】



- 電話相談を希望する人はサイバー110番へ **☎**212−3110
- ●広島法務局 相談窓口
- ・みんなの人権110番 ☎0570-003-110 ・子どもの人権110番 Ծ 0120-007-110
- ・子どもの人権
- SOS-eメール ●インターネット安全・安心



違法有害情報相談センター





●インターネットホットライン

警察相談専用電話 # 9110

発信地を管轄する警察本部の総合窓口に接続 されます。生活の安全に関わる悩みごと、困り ごとなど、緊急ではない相談の窓口です。

【迷惑メール相談窓口】

●迷惑メール相談センター



【ネットショッピング、ネットオークションの トラブル事例&相談窓口】

- ●通販110番 ☎03-5651-1122
- ●広島市消費生活センター ☎225-3300
- ●広島県生活センター ☎223-6111

消費者ホットライン 188(局番なし)

## 出前講座「スマホやインターネットの使い方を 保護者と学び、家族で話し合うきっかけ作り | 市立大町小学校(安佐南区)



### ルール作りは親子関係づくりです

1月中旬、大町小学校で行われた電子メ ディア協議会の出前講座には、小学校6年生 94人と保護者50人が参加しました。スマホや



ネットの使い方、危険性などについて、電子メディア・インストラ クターが、クイズ、寸劇、動画などを用いて分かりやすく解説しま した。同インストラクターの笹川進吾さん(上写真)は「使い方の ルールをご家庭で話し合って決めるポイントは、良い生活リズ ムを守れるルールにすることです。子どもたちの成長に必要な 「睡眠・食事」の時間を確保し、勉強時間や家族とのだんらんも 確保した上で使用時間などを決め、話し合う際は、子どもの話 をしっかり聞いて、子どもの納得のできるルールを作ることが 大切です。子どもの話を聞く際は、承認しながら傾聴すること が大事で、そうすると子どもの心が安定し、自主的な学習につ ながり、学力が向上し、スマホなどの賢い使い方ができるよう になると言われています」と話します。



参加した6年生の石田梓紗さん(左写真)は 「アプリなどは、父に許可を得て入れてもらっ ています。出前講座では知らないこともあり、 とても勉強になりました」と笑顔。

教育委員会育成課の大下主事は「このよ うに出前講座では、スマホによる影響やトラブルの事例を交え ながら、SNS・インターネットとどのように付き合っていくかを お話しします。保護者会などにご活用ください」と呼び掛けます。

## 今さら聞けない!? インターネット用語集

●SNS ソーシャルネットワーキン グサービスの略で、インターネット上で 友だちや同じ趣味の人が集まる場所 を提供するサービス(インスタグラム、 ツイッター、フェイスブック、ライン<sup>な</sup>ど) ●フォローする SNSで他人の投 稿を自分のページで見られるよう登

に向けて送られる非公開のメッセージ ●アカウント インターネットのサー ビスを利用するためのIDナンバーや その権利のこと ●タグ付け SNSで投稿や写真に

友だちなどの関連する人物の名札(タ グ)を付ける機能のこと

●アプリ アプリケーションの略 ●DM ダイレクトメッセージの略で、 で、ゲーム、メール、写真編集、音楽プ 電子メールのように特定の相手だけ レーヤーなどのソフトウェアのこと

## 子どもを守るための出前講座 保護者が学ぶ賢い使い方

市は、電子メディア協議会\*に委託し、 小・中学校やPTA、地域の各種団体などに 電子メディア・インストラクターを派遣し、子 どもとインターネットとの関わり方や危険 性、保護者や地域の大人などが果たす役などによる、子どもたちと電子メディアの健全

【申し込み方法】電話かファクス、メー ルで実施日の約2カ月前までに、電子 メディア協議会事務局(育成課内)に ご連絡ください

### **2**242-2116, **2**242-2018

Eメール ikusei@city.hiroshima.lg.jp \*市が認定した電子メディア・インストラクター 割などについて出前講座を行っています。 な関係づくりに取り組むことを目的とした団体

## 10(テン)オフ運動の取り組み 学校と連携したルールづくり ●相手のためを思って「夜9時以

全市立小・中学校、PTA、電子メディア 協議会、教育委員会が一体となって、 子どもたちが携帯電話・スマートフォン などの適切な使用をするための10オフ運動 に取り組んでいます。家庭のルールに加え、友達 同士でもルールを決めておくことが大切です。

## 10オフ運動とは

降はメールやメッセージなど の送信をしない」 ●自分のためにも「夜10時まで には使用をやめる」

●家族で話し合ってスマホの ルールを決める

※電子メディアマスコットキャラクター「10時や犬」

本文は、総務省 インターネットトラブル事例集 政府広報オンラインなどより引用、改編